

「自動体外式除細動器」貸出要綱

平成 20 年 1 月 1 日施行  
平成 23 年 4 月 1 日一部改正  
平成 24 年 4 月 1 日一部改正  
令和元年 10 月 1 日一部改正

(趣旨)

第 1 この要綱は、自動体外式除細動器（以下「AED」という。）の貸出に関し、必要な事項を規定する。

(貸出対象)

第 2 この要綱に基づき AED の貸出を受けることができる者は、原則として盛岡市内に団体等の事務所を有する次に掲げる者とする。

- (1) 体育団体
- (2) 自治会等
- (3) その他盛岡市スポーツ協会会長が認める者

(対象事業)

第 3 AED 貸出の対象事業等は、体育スポーツ事業等これに準じた事業とし、スポーツ協会会長が認めた事業とする。

(貸出要件)

第 4 AED は、体育団体や自治会等が体育事業等を開催するに際し、AED を必要とし、近接の施設に AED

(借受けの申込等)

第 5 借受けを希望する者は、別紙申請書（様式第 1 号）に記載の上、盛岡市体育協会事務局に提出しなければならない。

2 申請書には貸出を希望する団体の代表者又は担当者の証明書（免許証等）、事業の開催要項等事業の概要がわかるものを添付しなければならない。

(貸出の受付)

第 6 貸出の受付は、使用する日の 1 月前からとし、先着順とする。

(貸出の期間)

第 7 AED の貸出期間は、1 週間以内とする。

(遵守事項)

第 8 借受者は、貸出を受けた AED を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。

2 借受者は、借受ける際は、AED のバッテリーの残量等を確認し、正常に稼動するか否かの確認を行わなければならない。

3 借受者は、AED を目的外に使用し、又は他の者に転貸してはならない。

(AED の返却)

第 9 借受者は、第 7 の貸出期間が満了したときは、AED を速やかに盛岡市スポーツ協会事務局に返却しなければならない。

(損害賠償)

第 10 借受者は、自己の責めに帰すべき理由により AED を損傷し、又は滅失したときは、これを現状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

2 借受者の責めに帰すべき理由による AED の使用中の事故に係る損害賠償の責任は、借受者が負うものとする。

(料金)

第 11 AED の貸出料は、無料とする。

附 則

この要綱は、平成 20 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年 10 月 1 日から施行する。